

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月1日

【会社名】 株式会社 SANKYO  
(登記社名 株式会社 三共)

【英訳名】 SANKYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 公久

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03 (5778) 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 石原 明彦

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03 (5778) 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 石原 明彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第49回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金75円 総額7,021,943,325円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、毒島秀行、筒井公久、石原明彦及び富山一郎の4氏を選任する。

第3号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

役員退職慰労金制度廃止に伴い、重任された取締役毒島秀行、筒井公久、石原明彦の3氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給する。

なお、支給の時期については各取締役の退任時とし、その具体的な金額及び方法等は、取締役会に一任する。

第4号議案 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

役員退職慰労金制度廃止に伴い、在任中である監査役鶴川詔八、石山俊明、真田芳郎、野田典義の4氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給する。

なお、支給の時期については各監査役の退任時とし、その具体的な金額及び方法等は、監査役の協議（ただし、鶴川詔八氏の取締役在任期間分については取締役会）に一任する。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権付与の件

従来の取締役の報酬額とは別枠にて、取締役に対する報酬等として年額200,000千円以内の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして当社取締役に新株予約権（年間1,000個を上限）を割当てる。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	829,287	24,529	109	97.02	可決
第2号議案					
毒島 秀行	640,113	213,525	284	74.89	可決
筒井 公久	680,465	173,172	284	79.61	可決
石原 明彦	811,854	41,505	563	94.98	可決
富山 一郎	818,323	35,036	563	95.74	可決
第3号議案	632,003	221,104	808	73.94	可決
第4号議案	590,875	262,235	808	69.13	可決
第5号議案	782,187	71,625	109	91.51	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。  
第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上